

唐代における均田法・租庸調法の反復公布と括戸政策

中 川 学

I 均田法・租庸調法の反復公布と唐代戸口数の変遷

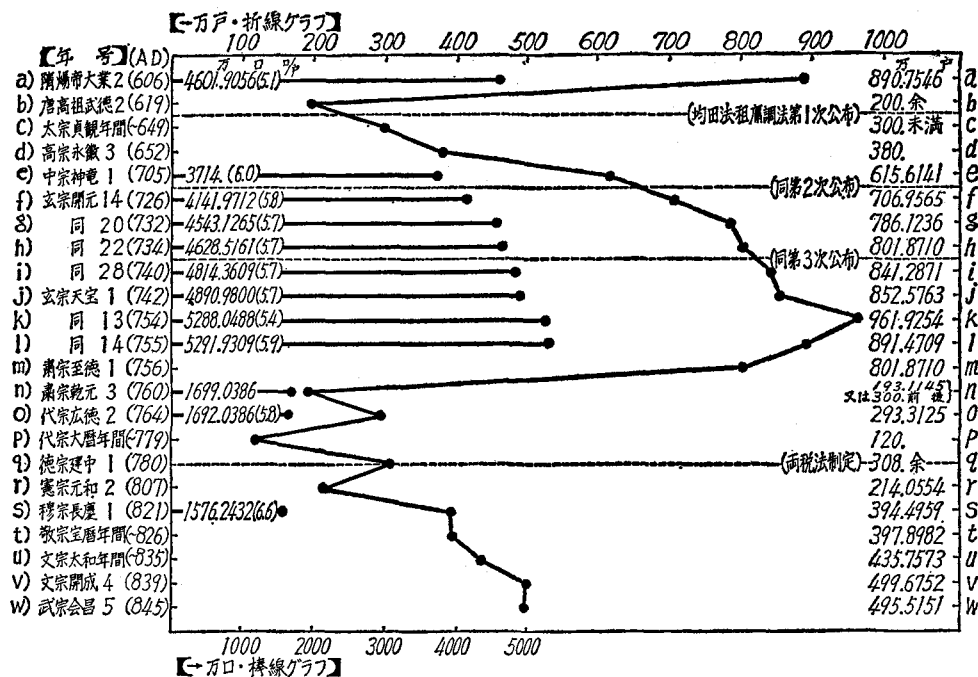
唐令は前後十数回にわたって刪定されたが、全篇散逸して今日に伝わらず、そこで仁井田陞氏は大著「唐令拾遺」(1933年)を著してその復旧集大成をなされた。いま同書によって、均田法を定めた田令(第22,復旧凡39条, pp.607—658)と、租庸調法を定めた賦役令(第23,復旧凡27条, pp.659—691)とを見れば、両令とも、武徳7年令(624AD)・開元7年(または4年)令(719, 716AD)・および同25年令(737AD)の3回にわたって反復公布されていることが明らかである。それらのうちで諸史料に初出する均田法・租庸調法の第1次公布は高祖の武徳7年4月庚子になされたのであるが¹⁾、租庸調法は初め武徳2年2月に定められ²⁾、そのときには均田制に関する規定がなかったことから、租庸調法と均田法との関係の有無をめぐって論争が展開された³⁾。しかし武徳7年に両者が一括公布されたことは確実なのであって⁴⁾、本稿では均田法・租庸調法を同時に規定せる唐令が現存の限りでも3回にわたり反復公布せられた理由を問いたいと思うのである。

- 1) 新唐書卷1高祖紀, 旧唐書卷1高祖紀。なお旧唐書卷50刑法志は5月とするが、本紀に従う。玉井是博「唐時代の土地問題管見」(支那社会経済史研究, 1942, p.25)および仁井田陞「唐令拾遺」(p.13)参照。この新律令は、旧唐書刑法志に「大略以開皇爲準……惟正五十三條格。入於新律, 余無所改」とあるごとく、ほぼ隋の開皇律に準拠し、均田法も隋代のそれとはほぼ同じである。
- 2) 新唐書卷1高祖紀, 旧唐書卷1高祖紀, 資治通鑑卷187。
- 3) 鄧広銘「唐代租庸調法的研究」(歴史研究1954の4)は実施されざる均田制が租庸調法の基礎とはなりえないとして両者の無関係なることを主張した。これにたいし岑仲勉「租庸調与均田有無関係」(歴史研究1955の5)は武徳7年令は2年租庸調法の再公布であり、戸口調査が可能となったので均田制を施行しあわせて租庸調法の拡大普及をめざしたとし、鈴木俊「唐令の上から見た均田租庸調法の関係について」(中央大学文学部紀要史学科2, 1956)は隋の均田制を背景として武徳2年に租庸調法が發布されたとし、ともに均田法と租庸調法が一体をなすことを論じた。この論争については陳質「関于唐代均田制与租庸調法問題的討論」(歴史研究1956の1I)および堀敏一「均田制の実施情況をめぐる問題点」(東洋学報44の4, 1962)等を参照。
- 4) 資治通鑑卷190唐高祖武徳7年「夏四月, 庚子朔, 赦天下, 是日, 頒新律令, 比開皇旧制增新格五十三條。初定均田租庸調法…」。

その理由として考えられることのひとつは、はじめ北朝および隋朝の伝統を継承して唐朝はその建国7周年にして均田法・租庸調法を公布したのではあるが、未だ草創期のこととして実施の現実的条件が十分にそなわっておらず、85年ほどのちになり社会経済的基盤がととのったと思われた時期にいたって、ほとんど同一内容の規定を再度公布し、さらに20年を経て条件の一層熟した段階で三たび発令して実施の徹底を企図した、ということなのではあるまいか。そしてそのように反復公布せねばならなかったこと自体、実施の多難なることをものがたるともいえるのであって、そのような考察の出発点を、均田法・租庸調法実施のための大前提としての唐朝国家権力による人口の把握がどの程度の規模で実現されたかを、検討することに設定しよう。

そのためにはまず人口統計を調べねばならないが、官撰の史書に記載された戸口統計は、現実の人口動態そのものを示しているというよりはむしろその時の国家権力が把握しえた人口の規模を知るよすがとなる性格をもつものであるから、唐一代における戸口数の変遷を、資治通鑑唐紀、冊府元龜卷486邦計部戸籍、通典卷7歴代盛衰戸口、唐六典卷3戸部、唐会要卷84戸口数、および新・旧唐書等にもとづいて年代順にたどってみると、図表1のごとくなる。

図表1 唐代における戸口数の変遷



- a) 冊府元龜卷486邦計部戸籍, 隋書卷29地理志, 新唐書卷37地理志・旧唐書卷38地理志は 890.7536 とす。
- b) 冊府元龜卷486, 通鑑卷7 歴代盛衰戸口。 c) 冊府元龜卷486。
- d) 通鑑卷199, 旧唐書卷4高宗紀。岑仲勉「隋唐史」(卷下 p.370 註1)は, 通鑑卷7に《永徽元年戸部尙書高履行奏: 去年進戸一十五万, 今戸三百八十万》とあるにより, これを貞觀23年に比定するが, 通鑑と旧唐書が高履行の上奏を永徽3年とし, 冊府元龜卷486も《太宗貞觀中, 戸不滿三百万》と明記しているので, 永徽3年とする。冊府元龜は385万戸とするが, 高宗本紀に従う。
- e) 旧唐書卷88蘇瓌伝, 通鑑卷208。なお冊府元龜卷486は615.6140とす。
- f) 旧唐書卷8玄宗紀, 冊府元龜卷486, 通鑑卷213。 g) 冊府元龜卷486, 通鑑卷213, 通鑑卷7。
- h) 唐六典卷3戸部。なお唐会要卷84戸口数は24年とするが, 岑説のごとく(前掲書同頁註2), 開元22年が造籍の年にあたるから, 六典に従う。冊府元龜卷486は800万8710戸とするが, 六典に従う。
- i) 旧唐書卷38地理志, 通鑑卷214。旧志によればこのとき郡府228, 県1573で, 羈糜州郡はこれに含まれない。なお旧唐書卷43職官志に, 戸801万8710, 口4628万5160とあるのは, 開元20年から28年の間にあたると思われる(呂思勉「隋唐五代史」下冊 p.766 参照)。
- j) 唐会要卷84戸口数は853万5763戸, 通鑑卷215は852万5763戸, 冊府元龜卷486は834万8395戸とし《一云: 計戸八百五十三万五千七百六十三》と注記する。冊府元龜注記の戸数と一致する旧唐書卷9玄宗紀の戸口数に従う。なお玄宗紀によれば, このとき郡府362, 県1528, 郷1万6829であった。
- k) うち課戸530万1044, 不課戸388万6504; 課口766万2800, 不課口4521万8480。旧唐書卷9玄宗紀。なお課戸と不課戸の合計は918万7548戸(総戸数より43万1706戸少い)となり, むしろ通鑑卷217, 冊府元龜卷486, 唐会要卷84の伝える総戸数906万9154戸に近い(差11万8394)が, いずれにしても一致しないので, 課・不課の別を明示せる玄宗本紀に従う。因みに, 課口と不課口との合計は5288万1280口で, 小差(792)にとどまる。このとき玄宗紀によれば, 郡221, 県1538, 郷1万6829であった。
- l) 通鑑卷7 歴代盛衰戸口杜註。課戸534万9280, 不課戸356万5501, その合計は891万4781戸で, 総戸数との差は72; 課口820万8321, 不課口4470万0988, その合計は5290万9309口で, 総口数との差は1万である。岑氏は(前掲書 p.347 註4), 課戸の尾数《二百八十》から《十》を衍去すれば総戸数と一致すると説く。しかしkにみたごとく。天宝13年の課不課別合計と総戸口数との大差はそのような校正のみによっては説明できず, 課・不課について別の機会に考察するまで結論をひかえる。
- m) 冊府元龜卷486, 唐会要卷84。
- n) 冊府元龜卷486, 唐会要卷84。岑氏は, 乾元3年の戸口上計州府数が169(通鑑卷7)であって, 開元28年の328(旧唐書卷38), 天宝元年の322(旧唐書卷9), 天宝13年の321(通鑑卷217)にくらべると約半分であるから実際の戸数は193万戸×2=約400万戸とすべしとされる(前掲書 p.360)が, 上計州府数が少ないことを理由として復原計算する立場をとるとしても, この乾元3年の口数1699万を, 玄宗~代宗期の戸当平均口数5以上6以下で除した商, すなわち約300万と算定すれば, 州府規模による誤差を免れるであろう。しかし, このような復原操作をおこなうよりは, むしろ上計州府数が先行時期の半分に激減し, 戸数も唐朝建国以来未曾有の低水準(約193万戸)に下落した事実にかこ注目すべ

く、安史の乱と藩鎮勢力の勃興跋扈という社会経済史的背景との関連について考えるべきである。なお新唐書巻 52 食貨志によれば、乾元末の戸口上計州数は 169 で、総戸数は 193 万 3124、うち不課戸 117 万 4592；総口数は 1699 万 0386、うち不課口 1461 万 9587 であって、これは天宝に比して戸数では 598 万 2584 の減少、口数では 3592 万 8723 口の減少であるとしている。逆算すれば、天宝の戸数は 791 万 2708、口数は 5291 万 9109 となるが、十七史商榷巻 72 新旧書戸口数はこのことに関説して、新唐書の所謂天宝戸口数は、旧唐書玄宗紀に記された天宝元年および 13 年の戸口数のいずれにも該当せぬのみならず、旧唐書地理志記載の開元 28 年戸口数に比して（i 参照）戸数が減少し口数が増大する矛盾を生じるため新唐書食貨志の乾元・天宝戸口数には誤りがある、とする。

- o) 旧唐書巻 11 代宗紀、冊府元龜巻 486、唐会要巻 84。なお日野開三郎氏はこの統計を以て土戸客戸合算統計の嚆矢であるとされる。同氏「天宝以前に於ける唐の戸口統計に就いて」（重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢、1957）および同「楊炎の兩税法実施と土戸・客戸」（瀧川博士還暦記念論文集・東洋史篇、1957）参照。 p) 通典巻 7 歴代盛衰戸口杜註。
- q) 冊府元龜巻 488、通鑑巻 226、なお唐会要巻 84 は《建中元年十二月、定天下兩稅戸凡三百八十万五千七十六》と記す。これは冊府元龜巻 486 と同数であるが、通典巻 7 歴代盛衰戸口杜註には《建中初、土戸百八十余万、客戸百三十余万》とあり。合計 310 余万戸であって唐会要および冊府元龜巻 486 の総戸数 380 余万と一致しない。むしろ通鑑巻 226 に《天下稅戸、三百八万五千七十六、籍兵七十六万八千余人（胡註：籍兵、兵著籍者也）、稅錢一千八十九万八千余緡、穀二百十五万七千余斛》とあり、冊府元龜巻 488 邦計部賦稅 2 に《是年、天下兩稅之戸、凡三百八万五千七十有六、賦入一千三百五万六千七百七十貫斛、塩利不在焉》とあるのによって 308 万 5076 戸とすべきであろう。この点に関する日野氏の見解は前掲論文「楊炎の兩税法実施と土戸・客戸」に詳しい。
- r) 旧唐書巻 14 憲宗紀、方鎮は 48、州府 295、県 1453 であり、鳳翔・鄜坊・邠寧・振武・涇原・銀夏靈塩・河東・易定・魏博・鎮冀・范陽・滄景・淮西・淄青合計 15 道 71 州は戸口数を報告していない。冊府元龜巻 486 元和 2 年条によれば 214 万 0554 戸、同書同巻同条の黃国琦注と唐会要巻 84 によれば元和年間には 247 万 3963 戸という計数がある。後者は年次不詳である。また旧唐書巻 16 穆宗紀によれば元和 12 年には 237 万 5400 戸、1576 万口となり、97 州が戸口数を報告しなかったというが、計数としては長慶元年のものを次に掲げる。
- s) 旧唐書巻 16 穆宗紀、なお長慶年間の戸数は、冊府元龜巻 486 および唐会要巻 84 に 394 万 4959 戸とある。
- t) 冊府元龜巻 486、唐会要巻 84。 u) 冊府元龜巻 486。なお唐会要巻 84 は尾数 3 を 5 に作る。
- v) 通鑑巻 246、唐会要巻 84。 w) 通鑑巻 248、冊府元龜巻 246、唐会要巻 84。

以上によって唐代における戸数の増減を概観すれば、隋末に 890 万戸をこえていたものが、動乱を経て唐高祖の武徳 2 年には 200 余万戸を把握しえたにすぎず、この年に初めて租庸調法が公布され、さらに 5 年後に均田法・租庸調法の第 1 次公布がなされたのであるが、高宗の永徽 3 年にいたってもようやく 380 万戸に達したにすぎなかった。ところが則天武后期を経て中宗の神竜元年になると戸数は 600 万戸以上に増大しているのであって、その稍のちに均田法・租庸調法の第 2 次公布がおこなわれた。そして玄宗の開元 14 年には

700 余万戸となり、短期間に急増して開元 22 年にはついに 800 万戸を突破し、その後には均田法・租庸調法の第 3 次公布をみるのであり、かくして天宝 13 年には 961 万余戸に達して隋朝の極盛をしのぐのであるが、安史の乱の勃発とともに唐朝の人口把握力は急激に衰退してしまう。すなわち代宗の広徳 2 年には 293 万余戸に激減し、減少趨勢は大暦年間の 120 万戸にいたって極限に達し建国当初の水準をすく下まわることとなる。ここにおいて均田法・租庸調法から兩税法への転換がなされるわけであるが、徳宗の建中元年における兩税法の制定とともに再び増加傾向が回復するとはいえ、その後、唐朝の終焉にいたるまでもはや 500 万戸以上を把握することは実現しなかったのである。

均田法・租庸調法の反復公布との関連において戸口数変遷の特徴をみると、第 1 次公布から第 2 次公布までの約 85 年間にすくなくとも約 300 万戸増大（年平均 3.5 万戸増）し、第 2 次公布から第 3 次公布までの約 20 年間には約 100 万戸増大（年平均約 5 万戸増）していることがわかる。なかんずく、高宗永徽 3 年から中宗神竜元年にかけての約 236 万戸増（年平均約 4.4 万戸増）と、中宗神竜元年から玄宗開元 14 年にかけての約 91 万戸増（年平均約 4.3 万戸増）との、両時期における増加が顕著であり、前者の時期すなわち武周期には李嶠の逃戸対策が建議され且つ実行されたと考えられ、後者の時期すなわち玄宗期には宇文融の括客政策がおこなわれた、ということに注意する必要がある。これらの政策は、漏籍もしくは脱籍せる者を検括して戸籍に登録し国家権力の掌握下にくみ入れることを目的とする、いわば括戸政策である。そこで以下においては、武周期および玄宗期における括戸政策について考えてみたい。

II 武周期における括戸政策

則天武后の時代に、浮逃した人民を戸籍につけて税収を確保するために、李嶠が対策を建議した¹⁾。すなわち、当時、人民は兵役・徭役・租賦を免れようとして、軍鎮から逃亡し、耕地を捨てて、あるばあいには他郷の縁故者のもとへ身をよせたり山林沢地へ逃げかくれ、あるばあいには檢察の時期がすぎるのをまって帰還し再び徴税期がおとすれば逃亡し、最悪のばあいにはこれらの浮逃民が群をなして叛乱の源となりかねなかった。しかもそのような民を検挙しても官吏に褒賞が与えられるでもなく、かくまった者も罰せられることなく、民は逃亡をおそれず、官吏は捜検に熱意をしめすどころか進んで逃亡民を囲いこみさえた。

1) 全唐文卷 246 李嶠「請令御史檢校戸口表」および唐会要卷 85 逃戸に所載の李嶠の上表の前半は：

（證聖元年，鳳閣舍人李嶠上表曰：）臣聞，黎庶之數，戸口之衆，而條貫不失，按此〔比〕可知者，在於各有管統，明其簿籍而已。今天下之人，流散非一，或違背軍鎮，或因縁逐糧，苟免歲時，偷避徭役。此等浮衣寓食，積歲淹年，王役不供，簿籍不挂，或出入關防，或往來山澤，非直課調虛蠲，賦於恒賦，亦自誘動愚俗，堪爲禍患，不可不深慮也。或逃亡之戸，或有簡〔檢〕察，即轉入他境〔郷〕，還行自容。所司雖具〔設〕條科〔科條〕，頒其法禁，而相看爲例，莫適〔肯〕遵承。縱欲糾設〔会要には設字なし〕其僣違，加之刑罰，則百州千郡，庸可盡科。前既依違，後仍積習。簡〔檢〕獲者無賞，停止者獲原〔免〕，浮逃不悛，亦由於此。今縱更搜簡〔檢〕，而委之州縣，則還襲舊蹤，卒於無益。臣以爲宜令御史督察簡〔檢〕校，設禁令以防之，垂恩德以撫之，施權衡以御之，爲制限〔限制〕以一之。然後逃亡可還，浮寓可絶。となっている。（ ）内は唐会要のみにある部分を，〔 〕内はそれに先行する文字が全唐文と異なる場合の唐会要の綴を，それぞれ示す。以上につづく上表の後半は，禁令・恩徳・權衡・制限の 4 方法についての説明であり，いずれも本文中に引用する。

かかる事態を憂慮した李嶠は、中央から御史を派遣して地方官と人民を督察せしめ、禁令・恩徳・権衡・制限という4原則をあわせおこなうように提案したのである。

禁令策とは、《使閭閻爲保。遷相覺察，前後乖避，皆許自新，仍有不出，輒聽相告，每糾一人，隨事加賞明爲科目，使知勸沮。》（全唐文卷246，唐會要卷85）とあるごとく、住民を保という隣組に組織し相互監視せしめて逃亡を予防し、もし逃亡者が発生したばあいには密告を褒賞により奨励して探知することである。

恩徳策とは、《逃亡之徒，久離桑梓，糧儲空闕，田地荒廢，即當賑其乏少，助其修營，雖有闕賦懸徭，背軍離鎮，亦皆捨而不問，寬而勿徵，其應還家，而貧乏不能致者，乃給程糧，使達本貫。》（同上，主に全唐文による）とあるごとく、すでに逃亡した者の、軍鎮を脱走したり租賦徭役を滞納した罪科を咎めず、貧者には帰郷の旅費食糧をも与え、荒廢した耕地の再建を助けて、本籍地の郷里に安堵させることである。

権衡策とは、《逃人有絶家去郷，離本失業〔離失本業〕，必〔心〕樂所住〔在〕，情不願還，聽於所在隸名即編爲戸。……殷富者令遷，貧弱者令住。簡〔檢〕責已定，計料已明，戸無失編，人無廢業。……》¹⁾とあるごとく、他郷に逃亡した者でその寄寓地に定住することを望むばあいには、富者は本籍地に帰還せしめ、貧者は定住を許可して寄寓地の戸籍に登録し、国せんたいの登録戸数の増加をはかることである。

制限策とは、《逃亡之民，応自首者，以符致百日爲限，限滿不出，依法科罪，遷之邊州。》（全唐文・唐會要前掲）とあるごとく、逃亡民に100日間の自首猶予をみとめ、この期限内に自首せぬばあいには、辺境の州に強制移住させることである。

以上のような対策が、証聖元年(695AD)に、鳳閣舎人の李嶠によって上表された。李嶠は河北道趙州贊皇県の人で、隋の内史侍郎李元操の從曾孫にあたり、名門の出身であることは旧唐書巻94李嶠伝に《代爲著姓》とあることから明らかである。弱冠にして進士に挙げられ、高宗の世に監察御史を経て給事中となったが、酷吏来俊臣の獄に際会しその不正を批判したため潤州司馬に左遷された。しかし則天武后は再び李嶠を入れて鳳閣舎人に任命し厚遇し、たとえば地方の巡察にしても右御史台に集中するのではなく分権的体制をとるようにと李嶠が上疏したところ、《則天善之，乃下制，分天下爲二十道，簡擇堪爲使者。》（旧伝）というごとく武后はその意見を採用した。ところが《會有沮議者，意不行。》（旧伝）とあるように反対論者に阻止せられて実施されなかったのである。李嶠の政策にたいしては、その実施を阻止しうるほどの強硬な反対派が存在したのである。このことは、まさにこの鳳閣舎人在任中になされた逃戸対策の建議についてもいえることなのである。すなわち、李嶠の4原則のうち権衡策にたいしては²⁾、《今之議者，或不達於變通，以爲軍府之地，戸不可移，關輔之民，貫不可改，而越關繼踵，背府相尋。是開其逃亡，而禁其割隸也，就令

1) 全唐文巻246前掲に従う。〔 〕内は唐會要巻85，前頁註に同じ。

2) 唐會要巻85前掲による。この条の後半を全唐文巻246は《…就令逃亡者多不能總計割隸猶當計其戸口等量爲節文殷富者…》としていて意味が十分に通じない。建議内容より考えて、この条の意味は、現今の論者には公式主義者がおり、軍府の地と関輔首都圏の住民がその土地から本籍を抜いて他郷へ移籍することは厳禁せねばならぬと主張するが、現実には、越関したり軍府から脱走して他郷へ移動するものがあつたため状態であつて、これでは逃亡の端を開きながら行先で自首登録することも本籍地へ帰還する途も閉ざしてしまうから、寄寓地ごとの分権的な登録(割隸)をみとめ、なおそのばあいでも戸等の高下をはかって富者は本籍地へ帰還させ、貧者は寄寓地定住を許す、ということであると思う。

逃亡者不能歸。總計割隸，猶當計其戸等，量爲節文，殷富者令還，貧弱者令住。」¹⁾というように、本籍の異動を峻拒する反対派が存在したことに注目せねばならない。したがって李嶠の建議が実施にうつされたか否かを検討するにあたっては、4原則のそれぞれがどのように実現されるかをみる必要があると思う。

李嶠は神功元年(697AD)に鳳閣舎人のまま知天官侍郎選事となり、翌聖暦元年には麟台少監に左遷され、久視元年(700AD)には成均祭酒に転ぜられ知政事を罷免された。しかし長安2年(702AD)には左丞進階通議となり、翌長安3年には4月庚午(10日)に左丞同平章事を兼ね、己卯(19日)には知納言事となり、宰相の位に復帰し翌年4月まで在職したが¹⁾、李嶠が左丞同平章事を兼ねる1カ月前の長安3年(703AD)3月に、河西道沙州において敦煌県から括逃御史ないしは括逃採訪使あてに逃戸括括の要請がなされた、という事実が大谷文書第2835号によって示されている²⁾。

中央政府派遣の括逃御史・括逃採訪使が実在した、という大谷文書所見の敦煌県の現実には、州県官に委ねずに御史をして督察檢校せしめよ、という李嶠の建議が実施されたことをある程度まで証明するといえる。そして唐長孺氏は³⁾、文書記載の検討により、李嶠の4原則がすべて実行されたことを強調し、この武則天末年の逃戸対策が、中央から使者を派遣し、期限を設けて自首せしめ、自首せぬばあいには辺州へ強制移住させ、また一定の条件のもとで他郷への定住もみとめた、という点で玄宗期の宇文融による括戸政策の先駆であることを簡潔に描出された。その立論は李嶠の政策を継承・発展させたものが宇文融のそれであることを証明する点に重きをおき、そのかぎりでは正しいが、類似性の追究に傾き相異点のひとつが看過されている。

すなわち、とくに権衡策について、唐氏は敦煌文書第14行目の《在此有苗》《本郷無業》の条件、いいかえれば他郷において耕作に従事して自己の作物を有し、本籍地における耕地をもちや失ったという条件のもとでは、逃人が他郷に留居することは許容されるとして、そのばあい実際には《有苗》でないのに、《詐稱有苗》しているからこそ括逃採訪使の檢括が必要になると説明されるのである。逃人の他郷留居を、いわば消極的に許容している側面はたしかにある。しかし積極的に許可した明文はどこにもないのみならず、第10

1) 旧唐書卷94李嶠伝、新唐書卷123同伝、全唐文卷242~249李嶠、および敲耕望撰「唐僕尙丞郎表」4冊(中央研究院歴史語言研究所專刊36,台北,1956)等による。

2) 内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」(西域文化研究会編「西域文化研究第3・敦煌吐魯番社会経済資料・下」,1960)による。内藤氏と唐長孺氏(次註参照)は読みかたを若干異にされ、唐氏には誤写の個所もあるので、本文のみをここに再録し句読点を施す。数字は行数を、=は文章の接続を示す。

¹甘・涼・瓜・肅所居停沙州逃戸。²諫奉处分。上件等州，以田水稍寬，百姓多³悉居城，莊野少至耕作。沙州力田爲務，⁴小大咸解農功，逃迸投詣他州，例被招⁵携安置。常遣守莊農作，撫恤類若家⁶僮。好即薄酬其備，惡乃橫生構架。爲⁷客脚危，豈能論當。荏苒季序，逡巡不⁸歸。承前逃戸業田，差戸出子營種。所収苗⁹子，將充租賦。假有餘曠，便入助至。今奉¹⁰明勅，逃至括還，無問戸第高下，給¹¹複二墾。又今牽逃戸，所有田業，官貸¹²種子，付戸助營。逃至若婦，苗稼見在，課¹³役俱免，復得田苗。或恐已東逃至，還被主至¹⁴詎誘，虛招在此有苗，即稱本郷無業。¹⁵漫作由緒，方便竟住。此並甘・涼・瓜・肅百姓，¹⁶共逃至相知，詐稱有苗，還作住計，若不¹⁷上括戸採訪使知，即慮逃至訴端不息。¹⁸謹以牒舉。謹牒。¹⁹長安三墾三區 ②，典・陰永深…

3) 唐長孺「関于武則天統治末年の浮逃戸」(歴史研究1961の6)。

行ないし 11 行目には《逃至括還，無問戸第高下，給復〔復であろう〕二章》とあって，逃人は括還して戸等の高下にかかわらず 2 年間免税することを規定しており，李嶠が，富者は帰還させ貧者は居留を許せ，と建議したのとは異なって本籍地送還主義に傾いているのである。

このように武周期の敦煌地方では，本籍地送還主義を旨とする括戸政策がおこなわれたが，それは本籍の異動を禁ずる唐代の均田法体制のもとでは当然のことであったと思われる。それにもかかわらず敦煌地方の現実，大谷文書にみるごとく，農耕にすぐれた沙州の農民が近隣の甘・涼・瓜・肅諸州へ逃亡し低労賃で《守荘・農作》に奴隷のように使役され帰還しなくなる状態であった。このような現実への譲歩として，逃人の寄寓地への居留が，本郷たる沙州で耕地を失ったという条件のもとで消極的に許容されることとなった。そのばあい，寄寓地である諸州が，《上件等州，以田水稍寛，…莊野少至執作》(2~3 行) という労働力の不足した寛郷である，ということも移住の消極的許容を可能ならしめる重要な条件であったと思われる。かかる特殊な地域的条件のもとで括戸政策が実現されたのであり，それがただちに李嶠の建議の全面的実行を証明する材料とはなりえず，中央においては，李嶠の権衡策に《今之議者，或不達於交通，以為…關輔之民貫不可改。》とあるごとく本籍の異動にたいしては消極的許容すらおこなわれ難かったであろうことを予想すべきであろう。そしてこのような本籍地送還主義にたいして，権衡策の主眼である寄寓地附籍主義も並立できるようになるのは，まさに玄宗期においてであって，その時期にいたると，《好即薄酬其備，惡乃橫生構架。為客脚危，豈能論當》(大谷文書第 6~7 行)¹⁾ という弱い立場にあった《客》の法的地位にも変化が生じることになるのである。

III 玄宗期における括戸政策

玄宗の開元年間における宇文融の括戸政策に関しては，すでに岡崎文夫・鈴木俊両氏の研究があるが²⁾，ここでは宇文融の括戸政策に関する諸史料を，年代規定については鈴木氏の緻密な考証に多く従って，年代順に再整理をくわえて問題点を明確にすることから着手しよう。

旧唐書卷 105 宇文融伝(以下旧伝と略記す)によれば，宇文融は京兆府万年県出身で，隋の礼部尚書宇文弼の玄孫にあたり，祖父の節は唐太宗の貞観年間に尚書右丞をつとめ，高宗の永徽初年に黄門侍郎同中書門下から侍中になり，父の嶠は河南道萊州の長史であった。開元初年に，宇文融は京兆府富平県主簿となったが，源乾曜等によって拔擢せられ，一躍，監察御史(正 8 品上)となった。当時の社会情況は，新唐書卷 134 宇文融伝(以下新伝と略記す)によれば，《時，天下戸版凋隱，人多去本籍，浮食閭里，詭脱繇賦，豪弱相并，州莫能制。》，旧伝によれば《時，天下戸口，逃亡免役，多偽濫，朝廷深以為患。》，通典卷 7 歴代盛衰戸口(以下通典と略記す)によれば《(開元) 八年，天下戸口逃亡，色役偽濫，朝廷深以為患。》とあるごとく，人民は多く逃亡して他郷に浮食し，租賦徭役を脱税し，豪強による弱者の兼併甚だしく，州県の官

1) 逃亡して守荘・農作に従事する《客》は，よいばあいでも薄酬で備われ，わるいばあいには喧嘩となつた。しかし客であるということは法的立場もよわく，正当な要求を主張することはできなかった，と解釈される。この点，池田温氏および六朝隋唐五代研究会の諸氏より貴重な示唆を頂いた。

2) 岡崎文夫「宇文融の括戸政策に就いて」(支那学 2 の 5, 1939)，鈴木俊「宇文融の括戸について」(和田博士還暦記念東洋史論叢，1951)。

を以てしては制禦できぬ状態であった。ところで、これにさきだって開元7年には、均田法・租庸調法の第2次公布がなされているわけであり、民と豪強のみならず、地方権力機構までが《色役僞濫》すなわち国法に違反して諸種の役を課し¹⁾、均田法・租庸調法を貫徹しようとする中央政府にたいして否定的な反応をみせ、このことを深く憂慮する朝廷は何らかの対策をこうじる必要にせまられていたのである。

このような情況のもとで、開元9年(721AD)正月に、監察御史の宇文融が括戸政策の建議をした。その点につき通典・旧伝・新伝・唐会要巻85 逃戸(以下会要と略記す)・旧唐書巻48 食貨志上(以下旧志と略記す)の記載を整理すれば、宇文融の建議内容が、1)籍外の剩田の検括、2)色役僞濫の検察、3)逃戸の搜括を提唱していることはわかるのであるが、逃戸の処置にかんしては不明確な点がこのころ、すなわち旧志にのみ逃戸に対しては《許歸首、免五年征賦、毎丁量税一千五百錢。》とあり、逃戸が本籍地に帰還して自首したばあいには毎丁1500 錢の税をかけ正規の征賦は5年間免除するというのであるが、他書の記載には毎丁1500 錢の税は全然見あたらず、かわりに通典および旧伝には《其新附客戸、則免其六年賦調、但輕税入官》とある。この点について岡崎氏は、《輕税》とは《每丁1500 錢の量税》のことでであるとされ、鈴木氏は《輕税》は文字通り軽い税であり、旧唐書食貨志にいう「毎丁量税一千五百錢」は勝手な捏造の文字と断せざるをえない(前掲書 p. 338)とされるのであるが、私は、旧志の記述が帰首せる逃戸に関するものであるのにたいし、旧伝および通典の記載は新附の客戸に関するものであって、両者の対象とする帰首の逃戸と新附の客戸とが同一実体であることの一義的確定がまだなされていない以上、旧志記載を否定するのは控えたい。

宇文融が括戸政策を建議したのは開元9年正月28日であったが、同年2月乙酉には逃戸と僞濫の検察の具体的方法を有司に研究させ²⁾、ついで同月丁亥には《科禁諸州逃亡制》が発せられた³⁾。この丁亥の制によれば兵役を免れようとして逃亡した人にたいし100日以内の自首を命じ、しからざる者は檢挙して家族とともに辺州へ送りそこで戸籍につけるのであり、李嶠の制限策にあたる。それが実施されたことをうかがわせる史料としては旧唐書巻38 地理志に、関内道慶州中都督府の懷安県について、《懷安、開元十年、檢括逃戸置、因名懷安。》という年代的にも一致する記事がある。つぎに100日以内に自首したばあい、逃亡先の現居地にとどまることを希望する者は、別に定められてある附入の令式により当地の戸籍に編入されて賦税を差科せられ、同時に本籍地での徴税は停止されるのであって、この規定は李嶠の権衡策にあたる。一方、自首して本籍地への帰還を希望する者は秋収後に送還し、とくに即刻帰郷をねがう者には本貫に到着した年の賦租課役を免除する、として送還の手続きを規定しているが、これは李嶠の恩徳策に類するものである。なお、禁令策に相当する規定が見えず、李嶠が隣保の組織によって相互監察させ逃亡を予防しようと考えたのとは逆に、この制の前文は《逃亡歲積、流蠶日滋、州県不以爲矜、郷隣實受其咎。》とのべ、州県官は逃

1) 加藤繁「旧唐書食貨志訳註」岩波文庫、p. 19, 註19.

2) 資治通鑑巻212 玄宗開元9年《二月乙酉、敕有司議招集流移、按詰巧僞之法、以開。》および冊府元龜巻63 帝王部発号令・同年の条参照。

3) 全唐文巻22 元宗 3, および冊府元龜巻63 帝王部発号令・開元9年2月丁亥の条参照。なお資治通鑑巻212 玄宗開元9年2月の条にも《丁亥、制：州県逃亡戸口、聽百日自首、或於所在附籍、或隣歸故郷、各從所欲、過期不首、…即加檢括、謫徙邊州、公私敢容庇者抵罪。》とあり、鈴木氏はこれを以て《李嶠の権衡、制限の法を勵行させたもの》としておられる(前掲書 p. 335)。

亡の責任を郷隣のものに負わせていると憂えるのである。《受其咎》とは、逃亡した戸の租税の滞納分を《郷隣》が代納させられることであり、所謂郷隣とは隣保のことをさすと思われる。この点に関して松本善海氏が、《隣保の連帯性の利用は、徴税の場合に至って極まる。即ち一保内に逃絶戸が生じた場合に、その戸に課せられた税役を、同保の者に代納せしめているのである。これは州県官が、逃絶戸によって生ずる税役の減収が自己の治績に影響するところ大なるを顧慮してとる非常手段であって、別に国家より容認せられたものではない。その資料は開元以後より多くなり、安史の乱後に至っては殊に甚だしい》といわれるごとく¹⁾ 州県官の不法行為が問題となるのであって、それが《色役偽濫》として檢察の対象にされたのであろう。州県官じしんがかかる攤逃を濫りにおこなう状態では、必然的に、州県機構とは別系統の組織による措置が必要とされてくる。ここに、宇文融による勸農判官を各地に分遣する政策が登場してくるのである。

開元 11 年(723AD) 5 月、宇文融は勾当租庸地税兼覆田使となり、19 人の勾当租庸地税兼覆田判官ないし勸農判官を諸道に派遣し、各地に検括を断行し、宇文融は殿中侍御史を経て翌 12 年には兵部員外郎兼侍御史に進み、同年 6 月には勸農使を帯びて、さらに勸農判官を 10 人増員して括戸の徹底をはかったところ、同年末までに《客戸凡八十餘萬》とそれに匹敵する大量の籍外剩田を得た。そしてその功勞により宇文融は開元 13 年 2 月に御史中丞兼戸部侍郎となり、開元 15 年に一旦魏州刺史に左遷されるが、翌 16 年には戸部侍郎に復帰し、17 年(729AD) 6 月には黃門侍郎・同中書門下平章事となって 100 日前後相位にあり、朋党と結び息男が受職したかどで左遷され、まもなく病死するのである²⁾。

宇文融が建議してから 4 年間のうちに、客戸を合計 80 余万戸獲得したというのであるが、この数字を中宗神龍元年から玄宗開元 14 年までの戸数増加量約 91 万戸と比較すると、実にその 88% にあたる。ただし、留保を要する点がすくなくとも 2 つある。その第 1 は、旧伝ならびに会要に《州縣希融旨意，務於獲多，皆虛張其數，亦有以實戸爲客者。》とあるごとく、州県官は宇文融の意を迎えて自己の成績を高めるために、客戸の登録戸数を増すことに努め、例外なく誇大報告をしたのみならず、なかには現実に登録されてある実戸を《客》といつわり客戸数を多くしようとする者さえいたのであるから、80 余万戸という数字は相当割引きして考えなければならないということである。その第 2 は、こうして獲得された客戸の戸数が、戸部の統計戸数に通算されたか否かは不明であり、玄宗期の急激な戸数増加が客戸の附籍によるものであると無媒介的に断定することはできないということである。

このように 80 余万戸という新附の客戸数がどの程度まで統計戸数の増加に波及効果をもつか不明である。しかしながら、全唐文卷 372 柳芳の食貨論に《初玄宗以雄武之才，再開唐統，…自後賦役頓重，豪猾兼并，

1) 松本善海「鄰保組織を中心としたる唐代の村政」(史学雑誌 53 の 3, 1942)。隣保制にかんする戦後の研究には、那波利貞「唐代隣保制度釈疑」(羽田博士頌寿記念東洋史論叢, 1950)、宮崎市定「四家を隣と爲す」(東洋史研究 11 の 1, 1960)、同「中国における村制の成立——古代帝国崩壊の一面」(東洋史研究 18 の 4, 1960) および増村宏「唐の鄰保制」(鹿大史学 6) があるが、増村氏の論文をまだ拝見し得ていないのは遺憾である。

2) 旧伝，新伝，通典，会要，唐大詔令集卷 111 政事田農，冊府元龜卷 70 帝王部務農・開元 12 年 6 月壬辰詔，全唐文卷 29 元宗・置勸農使詔，同書卷 25 元宗・置十道勸農判官制，冊府元龜卷 483・486 邦計部戸籍，および鈴木氏前掲論文ならびに敵氏前掲書を参照して整理した。

強者以才力相君，弱者以侵漁失業。人逃役者，多浮寄於閭里，縣取其名，謂之客戶，雜於居人者，十一二矣。蓋漢魏以來，浮戶・流人之類也。」とあるごとく¹⁾、浮寄の他郷者が寄寓地の県に収名登録されたばあいには、これを客戶というのであって、そのような者が1~2割その土地の居人に雑って存在するのである。開元14年の統計戸数約750万にたいし客戶80余万はまさにこの割合に適合する。さらに浮寄の他郷者であるところの《浮客》の史料をみれば、隋代にかんするものではあるが通典卷7食貨典丁中の杜註に《…高潁設輕稅之法，浮客悉自歸於編戶。隋代之盛，實由於斯。》とあって、浮客が編戶に歸したのであり、編戶というのは戸部統計の対象になる戸のことであるから、浮客が県に収名登録されて客戶となれば戸部統計の戸数に計上されたと推測できよう。しかもそれが《編戶》とは區別されて《客戶》とよばれたのは、なぜであろうか。

《客戶》という法制的概念を必要とさせる経済的条件として想起されるものは、通典ならびに旧伝のひとつく伝える《其新附客戶，則免其六年賦調，但輕稅入官。》という記事（既出 p.9）である。すなわち新規に附籍された客戶は6年間の賦調を免ぜられ、租庸調法における特待の免税を一定期間だけみとめられ、ただ輕稅のみを納めればよいとされたのである。その輕稅は常平倉の用に充てられたようである²⁾。そしてこのような合法的な客戶が出現するためには、武周期に李嶠により提案されながらついに実行できなかった権衡策の寄寓地附籍主義が実施されねばならなかった。宇文融はそれを実現したのである。戸口数の増大をめざしておこなわれた括戸政策が、その実行により獲得した戸すなわち新附の客戶を増大戸数にくみ入れぬはずはなく、特待的存在としての客戶も一定期間がすぎれば、たんなる輕稅のみにとどまらず、まさに《賦調》をも負担する戸になっていったのであろう。すくなくともそのような希望にささえられて括戸政策が推進され、戸口数の増大が実現し、かくて開元25年における均田法・租庸調法の第3次公布にいたるのである。

III 結 語

逃亡民の増加を制止して脱籍者や漏籍者を戸籍につけ戸口数の充実をはかるため、則天武後の時代には李嶠が中央から御史を派遣して地方官と人民を督察し禁令・恩徳・権衡・制限の4原則を実行するよう建議したのであるが、本籍地から他郷への移住をみとめる権衡策は関輔の地および軍府の地では抵抗をうけたと思われ、辺州の敦煌地方において消極的なかたちで実施されたにすぎなかった。しかし、これによって政治の前面に登場した括戸政策は、玄宗の開元年間にたって宇文融により大規模に実践され、従来は合法的地位をみとめられていなかった他郷寄寓者が《客戶》として寄留地の戸籍につけられ輕稅のみ納入して一定期間の賦調免除をゆるされることになった。そしてこれらの括戸政策実施の結果、国家権力の掌握しえた納税者人口は急激に増加し、唐初に公布して徹底しえなかった均田法・租庸調法を再三公布して貫徹を期するための基盤がととのったわけである。しかしながら、均田法・租庸調法の体制はやがて変質して兩税法の体制へ移行してゆくのであり、再三にわたる反復公布はかえってその実施の多難なることをものごとがっていたと考えるべきであろう。なぜ均田法・租庸調の実施には困難がともなったのであろうか。その解明は、未解決の問題を多く包蔵する学界多年の課題であるが、ひとつの見透しをのべてこの小稿を結ぼうと思う。

1) この記事をとりあげて論じたものとして、曾我部静雄「中国の中世及び宋代の客戶について」（社会経済史学27の5、1962）がある。

2) 全唐文卷25元宗・置十道勸農判官制に《其客戶所稅錢，宣均充所在常平倉用。》とある。

則天武后の時代には《爲客脚危》として法的立場の脆弱なものにすぎなかった他郷寄寓者が、玄宗時代になると《縣取其名，謂之客戶》すなわち県にその名を登録された合法的存在としての客戶になった。そしてこのような客戶が、玄宗時代には新規附籍の後6年間は賦調を免除され輕税を納めるにとどまっていたが、代宗時代になると、唐会要卷85籍帳・宝応2年(763AD)9月の勅に《客戶若住經一年已上，自貼買得田地有農桑者，無問于莊陰家住及自造屋舍，勒一切編附爲百姓。差料，比居人例，量減一半。庶填逃散者。》とあるように¹⁾，客戶となって1年以上を経るうちに自ら田地を貼買して自作する者もあられ、《莊陰家住》つまり莊園の客坊に居住している者だけでなく，《自造屋舍》つまり自己の独立家屋に居住する者も存したのであり，かれらを一切戸籍に編附して《百姓》となし，《居人》の税額の半分を差料したのである。それによってその土地に発生した逃散者の欠賦による税収の減少を補填しようとしたのであって，翌広徳2年(764AD)4月には《如有浮客，情願編附，請射逃人物業者，便準式據丁口給授，如二年以上，種植家業成者，雖本主到，不在卻還限，任別給授。》という勅(唐会要卷85逃戸)が発せられ，浮客が編附を願ってその土地を逃散した者の棄耕地を所有したいと請うたばあいには給授し，2年以上を経て家業が成功すれば本主が帰還してきても返却する必要なく還逃戸には別に給授するようになった。均田法のたてまえからすれば《諸庶人有身死，家貧無以供葬者，聽賣永業田，即流移者亦如之。樂遷就寬鄉者，并聽賣口分。》とあるように流移するものは永業田を，寬郷へ移るばあいには口分田をも売ることができたのであるが²⁾，《其賣者不得更請》と規定されているから³⁾，上のごとき事態は均田法規がすでに効力をもたなくなったことを推測させる。戸口数も未曾有の激減を示している。そしてこのように有田・有産となった浮客にたいし，大暦4年には，《其諸色浮客，及權時寄住戸等，無問有官無官，亦所在爲兩等收稅。稍股有者，准八等戸稅，餘準九等戸稅。如數處有莊田，亦每處稅。》というように⁴⁾，課税せられ，やがて徳宗の建中元年における楊炎の兩税法実施にいたって，土戸・客戶の別なく兩税を課せられるようになることは周知のとおりである。

このような発展方向をもつ《客戶》が《土戸》にたいして如何に定義され，また《百姓》《居人》との関係がどのようになっているか，総じて玄宗時代に合法的存在となるにいたった客戶の具体的ありかたとその歴史的 성격についての考察は別の機会にまとめたいと思う。(1962. 8. 13.)

(付記) 本稿の作成にあたって，増淵龍夫先生のご指導を仰いだことに感謝する。誤り多きをおそれるものであるがそれはすべて私の責任であり，一層の研鑽を期したい。

- 1) 加藤繁「唐宋時代の莊園の組織並に其の聚落としての発達に就きて」(支那經濟史考証上, p.235-6)はこの記事を，客坊に居住する者のありかたとして引例されている。なお加藤氏は「唐代に於ける不動産質に就いて」(同書 p.292 註1)のなかで，貼という言葉が単独に質入の意味に用いられた例として，旧唐書卷94李嶠伝に《天下編戸，貧弱者衆，亦有傭力客作，以濟糗糧，亦有売舍貼田，以供王役。》とある記事を指摘しておられる。代宗時代の客戶は田地を入質するのではなく逆に貼買しえたことに注意すべきであり，加藤氏がその論考の性質上重視されなかった《自造屋舍》の側面にも注目すべきである。
- 2) 通典卷2田制下，冊府元龜卷495邦計部田制，および仁井田氏の復旧令文(前掲書 p.630)による。
- 3) 前註と同じ，なお文献通考卷2田賦考2には《已賣者，不復授。》とある。
- 4) 冊府元龜卷487邦計部賦税1，唐会要卷83租税上。なお旧唐書卷48食貨志は《權時寄住田》とする。因みに有官の浮客にかんしては，太平広記卷150定数5・裴韻の記事を挙げることができる。